

メール件名：

・「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン（R5. 4. 26）」

ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン

第187号 令和5年4月26日

「くるみ」の食物アレルギー表示が義務化されました。

令和5年3月9日、食品表示基準の改正により、アレルギー表示が義務付けられた品目（特定原材料）に「くるみ」が追加されました。

アレルギー表示の対象品目については、食品表示基準で表示が義務付けられたもの（特定原材料）と通知で表示を推奨されているもの（特定原材料に準ずるもの）の2種類がありますが、くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」（表示推奨）から「特定原材料」（表示義務）に引き上げられました。

このため、原材料に「くるみ」を含む食品を製造している事業者の皆様につきましては、経過措置期間（令和7年3月31日まで）以内に表示ラベルの切り替えを行う必要があります。

原材料や製品の表示ラベルを再確認し、「くるみ」のアレルギー表示をしていない場合は、速やかに表示するようにしましょう。また、必要に応じ、原材料の製造業者等に「くるみ」の使用の有無についての再確認や、「食品表示基準について」の「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」による確認等を実施してください。

食物アレルギーは、かゆみ・じんましん、唇やまぶたの腫れ、嘔吐、咳・ぜん息といった症状をはじめ、血圧低下、意識障害等の重篤な症状、場合によっては、アナフィラキシーショックなどの命の危険がある症状を引き起こすことがあります。今回の改正による「くるみ」のアレルギー表示についても、個人の健康を脅かす重要な問題です。事業者の皆様におかれましては、経過措置期間はありますが、可能な限り早く表示ラベルの切り替えに対応していただくようお願いします。

詳しい結果については、下記リンクをご参照ください。

◆くるみの特定原材料への追加及びその他の木の実類の実類の取扱いについて

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230309_03.pdf（消費者庁ホームページ）

◆「食品表示基準について」別添 アレルゲン関係

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_230414_01.pdf（消費者庁ホームページ）

◆くるみの義務表示化の経緯等について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/assets/food_labeling_cms204_210217_03.pdf（消費者庁ホームページ）

◆これまでの食品表示基準の改正概要について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_230313_01.pdf（消費者庁ホームページ）

◆加工食品のアレルギー表示ハンドブック

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf(消費者庁ホームページ)

○添付ファイル（PDF）を開くには AcrobatReader が必要です
お持ちでない場合は、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

○メールマガジンのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1364.html>

○配信中止・配信先変更

<mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp> までお知らせください。

[ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン]

編集・発行：岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

電話：058-272-8284 FAX：058-278-2627

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp
